群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金交付要綱

（通則）

第１条　群馬県私立高等学校等学び直しのための支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成 26 年４月１日文部科学大臣決定。令和８年６月 11 日一部改正。以下「国交付要綱」という。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）の取扱いについて（令和６年４月１日文部科学省初等中等教育局長決定。令和８年６月 11 日一部改正。以下「国通知」という。）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和３１年群馬県規則第６８号。以下「県規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第２条　県は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号。以下「法」という。）第２条に規定する高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和８年文部科学省 18 号。以下「令和８年改正省令」という。）附則第２項中に規定する各種学校を含む。以下「高等学校等」という。）のうち、群馬県に所在するもののうち私立である高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒等が高等学校等を中途退学した後再び私立高等学校等で学び直す者である場合に、法に基づく高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給期間である 36 月（高等学校若しくは中等教育学校の後期課程の定時制の課程若しくは通信制の課程又は専修学校（高等学校就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成 22 年文部科学省令第 13 号。以下「規則」という。）第２条第２項で定めるものに限る。）（以下「高等学校定時制課程等」という。）は 48 月）の経過後も、卒業までの間、継続して学び直し支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって我が国社会を担う豊かな人間性を備えた人材の育成に資することを目的とする。

（交付対象）

第３条　学び直し支援金は、群馬県内に私立高等学校等を設置する者（以下「設置者」という。）が県内に設置する私立高等学校等に在籍する生徒等のうち、次条に規定する者に対して、その授業料を軽減する事業に要する経費を予算の範囲内において、設置者に交付するものとする。

（対象生徒等）

第４条　学び直し支援金の対象生徒等は、次の各号の要件すべてに該当する者であって、別表１の各区分に定める者のうち、次条に規定する知事による受給資格の認定を受けた者（以下「受給権者」という。）とする。

一　日本国内に住所を有する者

二　高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者

三　法第３条第２項第２号に該当する者（平成 26 年３月 31 日までに同号に該当することとな

った者を除く。）

四　平成 26 年４月１日以降に高等学校等に入学した者

五　高等学校等を退学したことのある者

六　この要綱による学び直し支援金及び他の都道府県での同様の支援を通算して 12 月（高等学校定時制課程等にあっては 24 月）以上受けていない者

七　この要綱による学び直し支援金を受けようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（以下「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数、この要綱による学び直し支援金及び他の都道府県での同様の支援の支給対象単位数の合計が 74 を超えていない者

２　前項第３号の規定は、法第３条第２項第２号に該当しない者であって、規則第７条第６項に規定する単位数の合計が 74 を超える者については適用しない。

（受給資格の認定等）

第５条　前条第１項に規定する受給資格の認定その他必要な事項については、別途知事が定めるものとする。

（交付額）

第６条　学び直し支援金の額は、別表１の各区分により算定される額を合算した額とする。

（交付の申請）

第７条　学び直し支援金の交付を受けようとする設置者（以下「申請者」という。）は、第１号様式により申請書及び添付書類を別に定める日までに知事に提出しなければならない。

２　学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、自己又は学校法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

一　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

二　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

三　暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

四　暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

五　自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

六　暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者

七　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者

八　暴力団員と密接な交友関係を有する者

３　学び直し支援金の交付を受ける設置者は、補助事業の遂行において前項各号に掲げる者から不当な要求行為を受けたときは、県に報告し、警察に通報しなければならない。

（交付の決定）
第８条　知事は、学び直し支援金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは、第２号様式の交付決定通知により申請者に通知するものとする。

（交付の変更）
第９条　学び直し支援金の交付決定を受けた設置者は、前条の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ第３号様式に関係書類を添えて知事の承認を受けなければならない。
２　前項に規定する学び直し支援金の変更に伴う決定の通知は、前条の規定に準じ、第４号様式により申請者に通知するものとする。

（実績報告の提出）
第 10 条　学び直し支援金の交付決定を受けた設置者は、当該交付決定の日の属する年度の３月 31 日までに、第５号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

（額の確定）
第 11 条　知事は、前条の実績報告の提出を受けたときは、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、第６号様式による確定通知書により当該設置者に通知するものとする。

（支払）
第 12 条　学び直し支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき額を確定した後に行うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払することができる。

（返還）
第 13 条　知事は、第 11 条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。
２　前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

（書類の整備等）
第 14 条　学び直し支援金の交付を受けた設置者は、学び直し支援金の授受に関する書類を整備して、当該年度終了後５年間保管しなければならない。

（機密保持）
第 15 条　設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、対象生徒等及び保護者等について知り得た事実をみだりに他にもらしてはならない。

附　　則

この要綱は、平成 27 年４月１日から施行する。

附　　則

この要綱は、令和２年１０月３０日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附　　則

この要綱は、令和５年１１月１６日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　　則

（施行期日）

第１条　この要綱は令和７年７月３日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

（令和７年度に限る特例）

第２条　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間については、第４条第１項第８号の規定は適用しない。

第３条　学び直し支援金の支給を受ける生徒等のうち、高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等臨時支援）交付要綱第３条第３項の規定による高校生等臨時支援金の支給対象となる期間がある場合には、第６条の額に、法第３条第２項第３号の適用を受けずに就学支援金が支給されると仮定した場合に当該期間に支給されることとなる額（以下「学び直し臨時措置」という。）を加えた額を第６条に規定する学び直し支援金の額とする。

（臨時支援金の不支給）

第４条　学び直し臨時措置の支給対象となる期間がある支給対象者には、群馬県私立学校高校生等臨時支援金交付要綱（令和７年７月３日制定。）第８条に規定する臨時支援金は支給しないものとする。

附　　則

この要綱は、令和８年１１月９日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

別表１

区分	支給額
一　新制度	【支給要件】 　私立高等学校等（ただし、令和８年改正省令附則第２項中に規定する各種学校を除く。）の生徒であって、法第３条第１項に規定する者（以下この項において「新制度支給対象者」という。） 【支給額】 　学び直し支援金は、新制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等（学び直し支援金の受給資格の認定に係る私立高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表２の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。
二　旧制度	【支給要件】 　私立高等学校等（ただし、令和８年改正省令附則第２項中に規定する各種学校を含む。以下同じ。）の生徒であって、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第８号）の規定による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第３条第１項に規定する者（法第３条第１項に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）別表第１の４の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）であって保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（区分三に規定する者を除く。）（以下この項において「旧制度支給対象者」という。） 【支給額】 　学び直し支援金は、旧制度支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、１月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表３の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。 【加算額】 　旧制度支給対象者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給する学び直し支援金の額は、「別表３に掲げる支給限度額に同表に掲げる加算額を加えた額」とする。

三　旧制度・令和８年３月31日時点で学び直し支援金の受給資格を有する者	【支給要件】 私立高等学校等の生徒であって、令和８年３月31日時点で学び直し支援金の受給資格を有する者（区分一に規定する者を除く。）（以下この項において「旧制度経過措置支給対象者」という。） 【支給額】 学び直し支援金は、旧制度経過措置支給対象者がその初日において支給対象高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、１月につき、支給対象高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表３の支給限度額を超える場合にあっては、支給限度額）とする。 【加算額】 旧制度経過措置支給対象者であって、その保護者等の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給する学び直し支援金の額は、「別表３に掲げる支給限度額に同表に掲げる加算額を加えた額」とする。

別表２（新制度）

	支給限度額	
	定額制授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	28,100円/月	―
高等学校 通信制	―	13,668円/単位 ※通算74、年間30単位まで
特別支援学校 高等部	28,100円/月	―
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	28,100円/月	―
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	28,100円/月	―

専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	28,100 円/月	―
各種学校	28,100 円/月	―

別表３（旧制度）

		定額制授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	―
	加算額	14,850 円/月	―
高等学校 通信制	支給限度額	―	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	―	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	9,900 円/月	―
	加算額	14,850 円/月	―
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	―
	加算額	14,850 円/月	―
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	―
	加算額	14,850 円/月	―
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	―
	加算額	14,850 円/月	―
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	―
	加算額	14,850 円/月	―